

平成28年12月

伊那市議会定例会 議員提出議案書

平成28年12月16日



平成28年12月伊那市議会定例会議員提出議案目次

議員提出議案第 9号	放射能汚染された廃棄物及び汚染土を持ち込まないことを求める決議について……………	1
議員提出議案第10号	免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について……………	3
議員提出議案第11号	給付型奨学金の創設等を求める意見書の提出について……………	5
議員提出議案第12号	地域活性化の拠点となる高遠高校の存続と35人以下学級の導入を求める意見書の提出について……………	8
議員提出議案第13号	放射性廃棄物を全国に拡散させないように求める意見書の提出について……………	11
議員提出議案第14号	誰もが安心して利用できる医療・介護の実現を求める意見書の提出について……………	13
議員提出議案第15号	子ども・障がい者等の「医療費窓口無料化」を求める意見書の提出について……………	15
議員提出議案第16号	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について……………	17
議員提出議案第17号	カジノを中心とする特定複合観光施設（IR）区域の整備の推進に関する法律の廃止を求める意見書の提出について……………	19
議員提出議案第18号	カジノを含む統合型リゾート施設（IR）の整備に当たっては慎重な措置を講ずることを求める意見書の提出について……………	21

議員提出議案第9号

放射能汚染された廃棄物及び汚染土を持ち込まないことを  
求める決議について

放射能汚染された廃棄物及び汚染土を持ち込まないことを求めて、別紙  
のとおり決議する。

平成28年12月16日提出

伊那市議会議員 飯 島 光 豊

〃 白 鳥 敏 明

〃 宮 島 良 夫

〃 平 岩 國 幸

〃 若 林 敏 明

〃 前 田 久 子

(提案理由)

口頭にて説明

## 放射能汚染された廃棄物及び汚染土を持ち込まないことを求める決議

2005年、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく経済産業省令で、再利用可能な放射性廃棄物の上限は放射性セシウムの濃度が100ベクレル/kgと定められました。2010年にも当時の原子力安全・保安院は、国際原子力機関（IAEA）の安全指針を参考に、子どもへの被ばくも考慮して上限100ベクレル/kgとした資料を公表しています。

ところが、翌2011年の福島原発事故を受け、政府は「放射性物質汚染対処特措法」を定め、事故で生じた放射性廃棄物の処理を大幅に緩和し、8,000ベクレル/kg以下の廃棄物を通常の焼却や埋め立てなどで処分可能とし、さらに環境省は今年6月末、除染土を全国自治体の公共事業で使えるとする方針を決定しました。

廃棄物の処理は、圏域内で出たものを圏域内で処理することが基本であり、前述の決定は全国への放射性廃棄物の拡散につながるおそれがあります。

よって、伊那市内に、東京電力福島第一原発事故由来の8,000ベクレル/kg以下の放射能汚染された廃棄物及び汚染土を持ち込まないよう、強く要請します。

以上、決議します。

平成28年12月16日

伊 那 市 議 会

免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び関係機関に対し、免税軽油制度の継続を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

平成28年12月16日提出

伊那市議会議員 唐 澤 稔

〃 丸 山 徹一郎

〃 野 口 輝 雄

〃 八 木 択 真

〃 飯 島 進

〃 前 澤 啓 子

〃 伊 藤 泰 雄

(提案理由)

口頭にて説明

## 免税軽油制度の継続を求める意見書

これまで冬季観光産業の重要な柱であるスキー場産業の発展に貢献してきた免税軽油制度が、平成30年3月末で廃止される状況です。

免税軽油制度は、道路を走らない機械に使う軽油について軽油引取税（1リットル当たり32円10銭）を免税する制度であり、農業用機械や船舶、倉庫や港湾などで使うフォークリフトなど道路を使用しない機械燃料用の軽油は、免税が認められてきました。

スキー場産業では、索道事業者が使うゲレンデ整備車、降雪機等に使う軽油が免税となっており、この制度がなくなれば、スキー・スノーボード等の冬季観光産業が大きな負担増を強いられ、スキー場の経営が困難になるとともに、農林水産業等幅広い産業を含め、地域経済に計り知れない影響を与えることとなります。

以上のことから、免税軽油制度を継続するよう強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成28年12月16日

伊 那 市 議 会

給付型奨学金制度の創設等を求める意見書の提出について

地方自治法第 9 9 条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣及び関係機関に対し、給付型奨学金制度の創設等を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日提出

伊那市議会議員 唐 澤 千 明

〃 柳 川 広 美

〃 橋 爪 重 利

〃 竹 中 則 子

〃 中 山 彰 博

〃 柴 満 喜 夫

〃 飯 島 尚 幸

(提案理由)

口頭にて説明

## 給付型奨学金制度の創設等を求める意見書

大学の学費の高騰と家計収入の減少により、奨学金を利用している学生が半数を超えるようになり、卒業しても、不安定な雇用で十分な収入が得られず、奨学金を「返したくても返せない」人たちが増加しています。

社会人としてのスタートラインから数百万円の借金を背負うのは、大変な重荷です。借金苦を避けるため、学びたくても進学を諦めざるを得ない子どもも後を絶ちません。長期に及ぶ返済の負担は、若者に結婚や子どもを持つことをもたせらわせる要因にもなっています。若者ばかりではなく、子どもの奨学金返済の肩代わりで老後の生活資金を失う親も増えており、世代を越えた社会問題になっています。

貧困の連鎖を絶ち、教育の機会均等を実現するとともに、少子化・人口減少に歯止めをかけて持続可能な社会にするためにも、奨学金問題の早急な改善が必要です。

諸外国と比べてみても、日本は高等教育に対する公的支出がOECD諸国の中で最低の水準にあり、大学の授業料が有償で国による給付型の奨学金制度がないのは日本だけです。家計による教育費の負担は限界に達しており、将来を担う若者の学びと成長を、社会で支えていく仕組みをつくっていくことが求められています。

以上のことから、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

### 記

- 1 速やかに大学生等を対象とした給付型奨学金制度を創設し、将来に向けて拡充していくこと。給付額については国立、公立、私立などの違いに配慮すること。
- 2 貸与型奨学金にあっては、有利子から無利子への流れを加速し、無利子奨学金を大幅に拡充していくこと。無利子奨学金を受ける資格がありながら、予算不足のために受けられない学生を速やかに解消すること。
- 3 大学等の学費の引下げや授業料減免の拡充等の政策を実行していくこと。
- 4 奨学金の制度設計や意思決定・運営に当事者、利用者などの参画を図るとともに、情報公開を徹底していくこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出いたします。

平成 28 年 12 月 16 日

伊 那 市 議 会

地域活性化の拠点となる高遠高校の存続と35人以下学級の導入を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、長野県知事及び関係機関に対し、地域活性化の拠点となる高遠高校の存続と35人以下学級の導入を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

平成28年12月16日提出

伊那市議会議員 唐 澤 千 明

〃 柳 川 広 美

〃 橋 爪 重 利

〃 竹 中 則 子

〃 中 山 彰 博

〃 柴 満 喜 夫

〃 飯 島 尚 幸

(提案理由)

口頭にて説明

## 地域活性化の拠点となる高遠高校の存続と 35人以下学級の導入を求める意見書

長野県教育委員会は2016年10月26日、「学びの改革 基本構想(案)」を公表しました。そのなかで全国的に少子化が急激に進行する中、長野県においても「再編統合等、高校の規模や配置の見直し」を進めなくてはならないとし、「都市部普通校」においては「1学年8学級が理想、5学級が下限」、「専門高校」は「1学年3学級以上は必要」、「中山間地校」は「3～4学級」を基本として、それぞれ5学級、3学級、2学級となった時点から県教育委員会と当該校で将来のあり方について検討を開始すると述べています。

この基準を当てはめれば、県内の多くの学校が現状においても再編統合の対象となります。とりわけ地域にある高校は、そもそも規模的には小さく、今回の基準は大変厳しいものになっています。このような厳しい基準となっているのは、現行の40人学級を前提として必要なクラス数を計算しているところから生じています。現在、さまざまな課題を抱えた子どもたちが増えていく中、一人一人にゆきとどいた教育を保障するため、長野県では、県予算によって段階的に小学校から30人規模学級が導入され、2013年までにすべての小中学校で35人学級が実現していますが、高校においては40人学級のまま据え置かれています。他県においては、少子化に対応して、地域高校や専門高校、特別な配慮を必要とする生徒を多く迎えている高校において、部分的に少人数学級の募集を行っている事例が見られます。

「基本構想(案)」に先立って出された、長野県高等学校将来像検討委員会の「審議のまとめ」では、「高校は地域の中心的存在として地域の活力を維持する上で重要な存在であり、地域社会や産業の活性化のために必要性が高い公共施設である」とし、地域の協力も得ながら「存続の道」を探るべきと述べています。高校における少人数学級の導入は、きめ細やかな対応による教育の質の向上をもたらすとともに、学校存続にもつながり、地域の活性化にも資するものです。

以上のことから、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

## 記

- 1 高遠高校の存続について格別の配慮を行うこと。
- 2 高校再編計画の策定に当たっては少人数学級の弾力的導入を取り入れ、地域高校・専門高校等で先行実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出いたします。

平成 28 年 12 月 16 日

伊 那 市 議 会

議員提出議案第13号

放射性廃棄物を全国に拡散させないように求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣、復興大臣及び関係機関に対し、放射性廃棄物を全国に拡散させないように求める意見書を、別紙のとおり提出する。

平成28年12月16日提出

伊那市議会議員 飯島光豊

〃 白鳥敏明

〃 宮島良夫

〃 平岩國幸

〃 若林敏明

〃 前田久子

(提案理由)

口頭にて説明

## 放射性廃棄物を全国に拡散させないよう求める意見書

低線量の放射線被ばくの影響は、これ以下で安全であるという「閾値」がないこと、被ばく量の強さとともに健康リスクが増大することを前提に被ばく防護を行うことが、国際的合意となっています。そのため、従来100ベクレル/kgを超える放射性廃棄物はドラム缶につめ、原発施設内に厳重管理されていました。

ところが、2011年の福島原発事故を受け、政府は「放射性物質汚染対処特措法」を定め、事故で生じた放射性廃棄物の処理を大幅に緩和して8,000ベクレル/kg以下であれば、通常の廃棄物として処分できるとしました。さらに環境省は今年、8,000ベクレル/kg以下の除染土を全国自治体の公共事業で使えるとする方針を決定しました。

政府のこのような方針は、放射性廃棄物を全国に拡散させるおそれが生じ、また、原発事故の完全終息に向けた責任を薄めることにもつながります。

以上のことから、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

### 記

- 1 「放射性物質汚染対処特措法」を見直し、8,000ベクレル/kg以下の放射性廃棄物を通常の廃棄物と同様に処分できるという方針を撤回すること。
- 2 8,000ベクレル/kg以下の放射性廃棄物を公共事業で使用する方針を撤回すること。
- 3 政府は、8,000ベクレル/kg以下の放射能汚染された廃棄物に関しても、汚染のない地域への拡散を防ぎ、廃棄物処理の全工程に直接責任を持って厳重に集中管理すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成28年12月16日

伊 那 市 議 会

誰もが安心して利用できる医療・介護の実現を  
求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣及び関係機関に対し、誰もが安心して利用できる医療・介護の実現を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

平成28年12月16日提出

伊那市議会議員 飯島光豊

〃 白鳥敏明

〃 宮島良夫

〃 平岩國幸

〃 若林敏明

〃 前田久子

(提案理由)

口頭にて説明

## 誰もが安心して利用できる医療・介護の実現を求める意見書

現在、政府内で、2017年通常国会に向けた介護保険制度の見直しの検討が進められています。その中には、生活援助のサービス見直しや利用料2割負担の対象者拡大、要介護1、2の通所介護を市町村の実施する総合事業に移行するなど、給付の削減、負担増を図る内容となっています。さらに保険料の値上げや入院、入所時の食事代、居住費など、患者・利用者の負担をさらに引き上げようとしています。

医療や介護に対する将来不安は増すばかりであり、今こそすべての国民に安全・安心の医療・介護を保障する政策への転換が必要です。

以上のことから、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

### 記

- 1 医療・介護の保険料や利用料などの急激な負担増やサービスの低下を招くことのないよう十分配慮すること。
- 2 制度改正に当たっては、地方自治体の財政状況に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成28年12月16日

伊 那 市 議 会

子ども・障がい者等の「医療費窓口無料化」を  
求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、長野県知事及び関係機関に対し、子ども・障がい者等の「医療費窓口無料化」を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

平成28年12月16日提出

伊那市議会議員 飯島光豊

〃 白鳥敏明

〃 宮島良夫

〃 平岩國幸

〃 若林敏明

〃 前田久子

(提案理由)

口頭にて説明

## 子ども・障がい者等の「医療費窓口無料化」を求める意見書

全国の都道府県では、少子高齢化対策や子どもの貧困対策として、助成による子どもや障がい者の「医療費窓口無料化」が進んでいます。

長野県などの6県は、国の補助金減額措置を課す「ペナルティー」があるため、保護者がいったん医療機関の窓口で医療費を支払い、後日口座に振り込まれる償還払い方式」を採用しています。しかし財布にお金がないと受診できないという状況は、経済的に困難を抱えた世帯が医療費の窓口の支払いを心配して受診を控えることから、疾病の早期発見・早期治療が遅れる事態も生じています。特に入院などの場合などは、大金を一括で支払わなければならない、何とか払えたとしても戻ってくるのは2～3か月後です。

せめて子供の病気の時くらいお金の心配をしないで済むようにしてほしいとの声が高まり、子どもの医療費では全国の41都道府県、障がい者医療費では31都道府県で窓口無料化が実施され、医療費の心配なく受診できる制度が定着しています。

このたび国は、こうした「窓口無料化」を導入した自治体への「ペナルティー」を年内に見直す方向です。

以上のことから、長野県におかれましても、少子高齢化対策や子どもの貧困対策に鑑み、子どもと障がい者等の「医療費窓口無料化」を実現されるよう強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成28年12月16日

伊 那 市 議 会

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官及び関係機関に対し、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

平成28年12月16日提出

伊那市議会議員 竹 中 則 子

〃 中 山 彰 博

〃 柴 満 喜 夫

〃 前 澤 啓 子

〃 飯 島 尚 幸

〃 宮 島 良 夫

(提案理由)

口頭にて説明

## 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっています。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められています。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況にあります。

一方で、統一地方選挙の結果をみると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっています。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成28年12月16日

伊 那 市 議 会

カジノを中心とする特定複合観光施設（IR）区域の整備の推進  
に関する法律の廃止を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣及び関係機関に対し、カジノを中心とする特定複合観光施設（IR）区域の整備の推進に関する法律の廃止を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

平成28年12月16日提出

伊那市議会議員 前 澤 啓 子

〃 宮 島 良 夫

〃 若 林 敏 明

（提案理由）

口頭にて説明

カジノを中心とする特定複合観光施設（ＩＲ）区域の  
整備の推進に関する法律の廃止を求める意見書

12月15日未明、衆議院本会議において、カジノを中心とする特定複合観光施設（ＩＲ）区域の整備の推進に関する法律が、十分な審議も行われないうまま可決成立しました。

この法律は、カジノ施設のほか、会議場施設、レクリエーション施設、展示施設など観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となる「特定複合観光施設（ＩＲ）」を設置することができる区域の整備を推進するものでありますが、カジノ施設の解禁については、様々な課題が指摘されています。

国会における同法に対する質疑においては、カジノを賭博罪の例外として認めるに足りる公益性があるか、いわゆるギャンブル依存症となる者が増加しないか、犯罪の増加などにより社会的コストが増大しないか、などの課題が指摘されたところであります。

同法律は、特定複合観光施設区域の整備についての検討を義務付けるにとどまり、カジノ施設の設置を直ちに解禁するものではありませんが、カジノ施設の設置を解禁する法制上の措置を予定していることは明らかです。カジノ施設の設置に道を開くことに関しては、国民の理解が得られている状況ではありません。

以上のことから、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

記

- 1 カジノ施設を中心とする特定複合観光施設（ＩＲ）区域の整備の推進に関する法律を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成28年12月16日

伊 那 市 議 会

議員提出議案第18号

カジノを含む統合型リゾート施設（IR）の整備に当たっては  
慎重な措置を講ずることを求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣及び関係機関に対し、カジノを含む統合型リゾート施設（IR）の整備に当たっては慎重な措置を講ずることを求める意見書を、別紙のとおり提出する。

平成28年12月16日提出

伊那市議会議員 竹 中 則 子

〃 柴 満 喜 夫

〃 中 山 彰 博

〃 飯 島 尚 幸

（提案理由）

口頭にて説明

カジノを含む統合型リゾート施設（ＩＲ）の整備に当たっては  
慎重な措置を講ずることを求める意見書

カジノを含む統合型リゾート施設（ＩＲ）整備推進法（以下「ＩＲ法」とする。）は、国会会期の再延長や議決が未明にずれ込む等国会が混乱する中で成立しました。このような事態は大変残念であります。

ＩＲ法の成立により雇用増や経済活性化が図られ、さらには海外からの観光客を誘致することができるとするメリットがある反面、ＩＲ法にはギャンブル依存症を拡大させる懸念があることが指摘されています。

また、国民からは、このＩＲ法案の審議が短く、なぜ、こんなに急いで採決をしなければならなかったのか、疑問の声が多く寄せられているのも事実であります。

以上のことから、下記の事項に留意し、今後慎重な対応をされるよう強く要望いたします。

記

- 1 今後、政府が1年以内に法整備を実施するに当たっては、国民の声を十分に聴くとともに、慎重な制度設計をしていくこと。
- 2 ギャンブル依存症対策等カジノに伴う有害な影響を適切に排除するための措置をしっかりと講じ、国民の理解を得るものとする事。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成28年12月16日

伊 那 市 議 会